

環境影響評価書案
坂浜平尾土地区画整理事業

平成8年1月

東京都

1 章 総 括

1. 1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都 新宿区 西新宿 二丁目 8 番 1 号

1. 2 対象事業の名称及び種類

名称：坂浜平尾土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

1. 3 対象事業の内容の概要

本事業は、多摩ニュータウンの南東側、坂浜平尾地区の211.9haを住宅・商業・業務・文化機能を備えた計画的市街地とするための東京都の施行による土地区画整理事業である。

事業の概要は表1.3-1に示すとおりである。

表 1. 3 - 1 事業の概要

項 目	内容の概要
所 在 地	東京都稲城市大字坂浜字六号ほか 東京都稲城市大字平尾字十号ほか
施行面積	211.9ha
事業方式	土地区画整理事業
施 行 者	東京都
権利者数	804名
計画人口	約14,000人(約66人/ha)
施行期間	平成9年度～平成18年度(予定)

1. 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境に及ぼす影響評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

表1. 4 - 1 影響評価の結論

評価項目		影響評価の結論
騒音		<p>建設作業に伴う騒音レベルは計画区域境界で76～80dB(A)であり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(80dB(A))以下である。</p> <p>なお、工事に際しては、必要に応じて仮囲いの設置、計画区域境界付近における建設機械の集中を避けるなど、騒音の低減に努める。</p>
振動		<p>建設作業に伴う振動レベルは、計画区域境界において60～65dBであり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>なお、工事に際しては、計画区域境界付近における建設機械の集中を避けるなど、振動の低減に努める。</p>
水質汚濁		<p>造成工事中における降雨時の濁水の流出については、法屑小堤、種子吹付け、仮小沈砂池等の濁水発生・流出防止対策を講じ、さらに対策施設の機能が十分発揮されるよう維持管理を行うことにより、東京都公害防止条例に定める排水基準(浮遊物質量:50mg/l)以下の水質として放流することから、河川等の水質への影響は少ない。</p>
地形・地質		<p>造成工事にあたっては、宅地造成等規制法に基づき施工するとともに、法面の緑化や排水溝の設置等を行い、土地の安定性を確保する。</p>
水文環境		<p>地下水涵養量の減少により、不圧地下水の水位低下が予想されるが、既存緑地の一部を残すことや浸透施設の設置等の対策により極力透水域の確保に努めることにより、地下水の水位・流動への影響を軽減する。また、造成区域内の湧水地点は失われるが、清水谷戸緑地、小田良谷戸公園内の谷戸及び三沢川沿いの一部の湧水地点は残存する。残存する湧水地点では、背後地での浸透施設の設置により地下水の涵養を図ることにより湧水への影響を軽減する。</p>
植物・動物	陸上植物	<p>清水谷戸、西小田良谷戸を中心に樹林をできるだけまとまった形で残留緑地として残し、可能な限り緑地の保全に努める。</p> <p>注目される種のうち造成区域に生育する個体であるトキホコリ、オオバウマノスズクサ、カンアオイ、タマノカンアオイ及び稲城市指定の保存樹木については可能な限り生育適地に移植を行うことにより、植物個体の存続が可能となる。</p> <p>なお、工事完了後においては積極的な緑化を図るため残留緑地、植栽緑地、農地からなる緑被率は約40%となると予想される。</p>

植 物 ・ 動 物	陸上動物	<p>陸上動物が多く確認された清水谷戸、西小田良谷戸を公園及び緑地として残すなど、可能な限り陸上動物の生息基盤である緑地等を確保する。</p> <p>注目される鳥類としてあげているオオタカについては繁殖が確認されているが、営巣地周辺を残留緑地として保全するほか、周辺での工事の時期を繁殖に影響のないように配慮する。チュウサギ、カワセミについては、水路の改修において生態系に配慮した多自然型工法の採用により生息場所の保全に努める。</p> <p>また、ホタル類、オオムラサキ、ハルゼミについては谷戸部の水路、食樹の保全等の対応を図りその保全に努める。</p>
	水生生物	<p>水生生物の良好な生息域である清水谷戸川、西小田良川、上谷戸川は、公園及び緑地内の水路として残すほか、三沢川の改修においては、生態系に配慮した多自然型工法を採用するなど可能な限り生息場所の保全に努める。注目される種としてあげられたヘビトンボ、ヘイケボタル、ゲンジボタルについては、清水谷戸川、西小田良川を緑地内の水路として保全し、生育場所を確保する。</p> <p>工事完了後は下水道の整備による水質の保全、周辺環境の整備により水生生物の生息環境の保全に努める。</p>
景 観		<p>現在の地域景観特性及び眺望の状況は変化するものの、清水谷戸、西小田良谷戸の比較的まとまった緑地の保全、社寺林の保全や公園及び道路、法面、施設用地での植栽等、積極的な緑化により、周辺環境と調和した緑の多い良好な市街地景観が形成される。</p>
史跡・文化財		<p>指定文化財は、その位置、性質から土地改変の影響はないものと考えられる。</p> <p>また、計画区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づき記録保存または現況保存する。さらに、未周知の埋蔵文化財についても文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講ずる。</p>

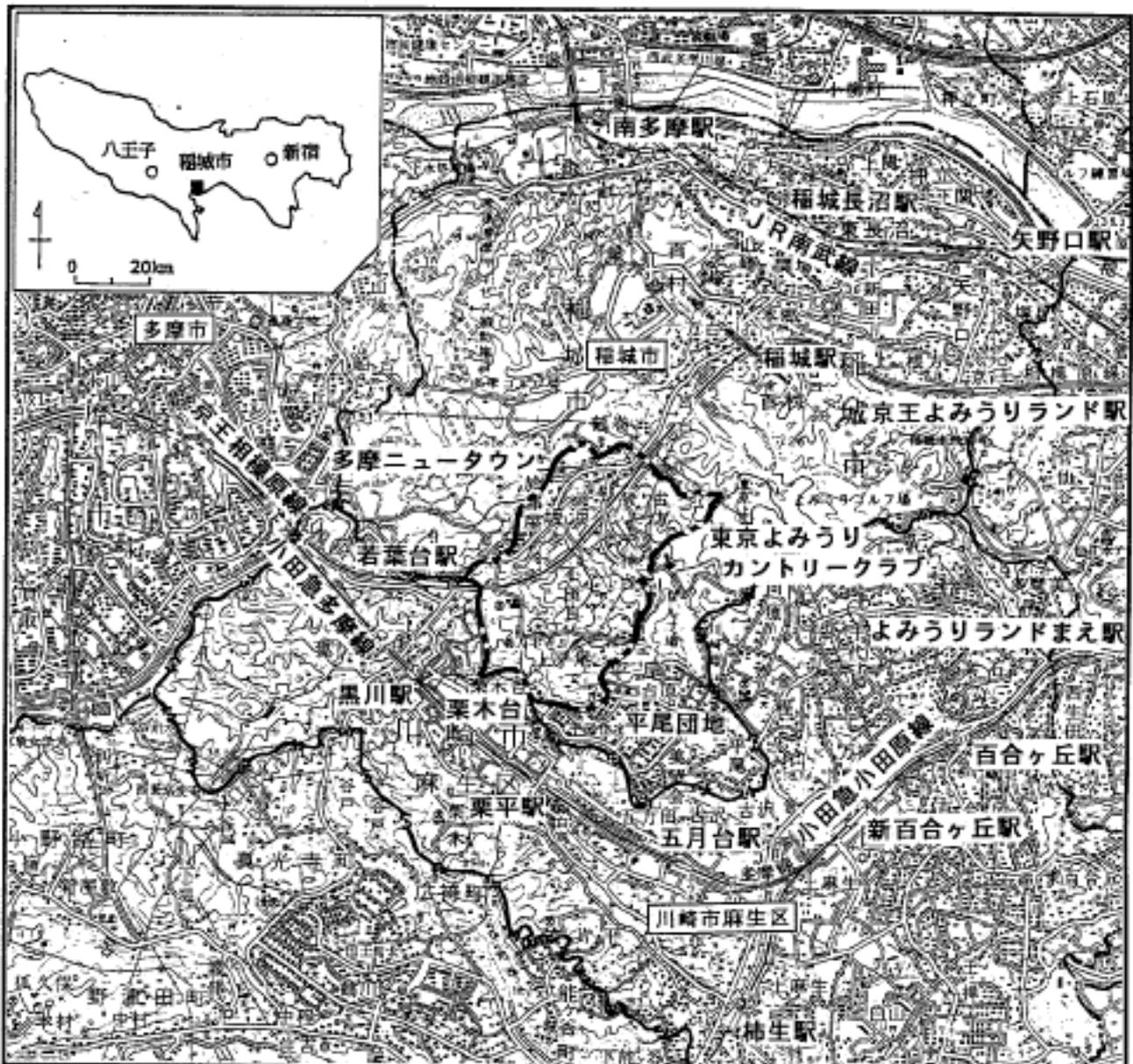


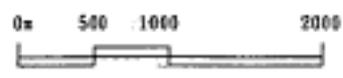
図 2. 2 - 1 対象事業位置図

凡 例

- : 計画区域
- : 都・県界
- : 市・区界



S : 1 / 50,000



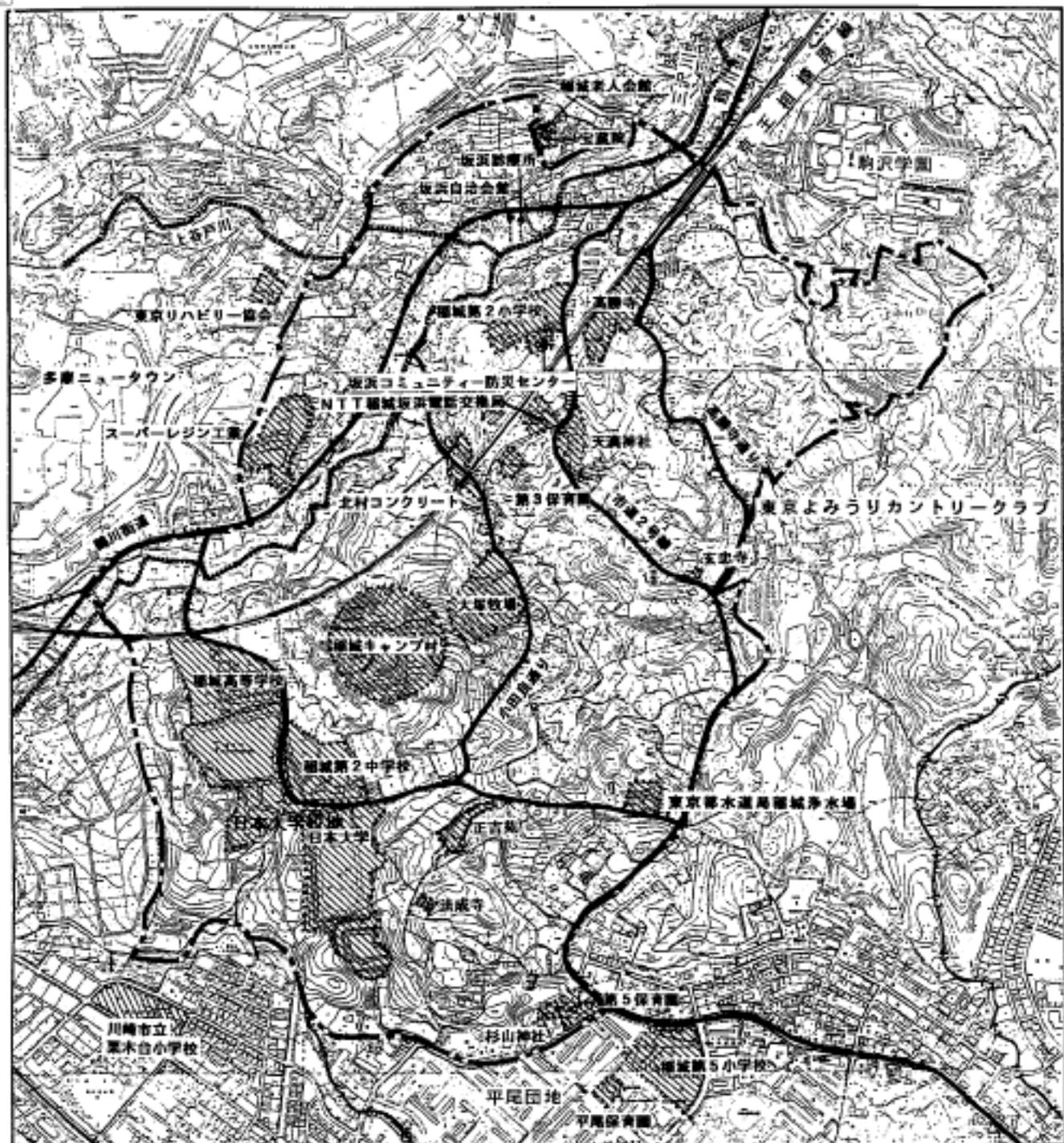


図 2. 2 - 2 対象事業区域図

凡 例

 計画区域
  都・県界



S : 1 / 13, 000

